

研究ノート

「明治の大合併」で成立した町村名とその由来 —旧福井県庁文書「新村撰定事由調」を中心に—

田川 雄一*

はじめに

1. 「明治の大合併」における町村名の選定指針
2. 先行研究の整理
3. 福井県の町村名
 - (1) 中心地名称
 - (2) 歴史的名称
 - (3) 地理的名称
 - (4) 合成名称
 - (5) その他
4. 福井県の町村名選定の特徴
 - (1) 郡ごとの傾向
 - (2) 他府県と比較した福井県の特徴

おわりに

はじめに

当館では、令和6年（2024）6月～8月に、企画展示「未来へ残すふくいの公文書—「神社明細帳」から「はびりゅう」まで—」を開催した¹⁾。当館に移管されている福井県の歴史的公文書に加え、戦前の福井県庁で現用されていた「旧福井県庁文書」²⁾や、平成30年（2018）に開催された「福井しあわせ元気国体・障スポ」の関連文書³⁾を取り上げ、公文書を未来へ残し活用していく意義を考えることをねらいとした。

展示資料のうち、特に県民の関心が高かったものが「新村撰定事由調」という簿冊である（写真、旧福井県庁文書、資料番号 A0300-00001、複製本番号 A6255～A6257）。本資料は、いわゆる「明治の大合併」を進めるにあたり、事務局である「新法取扱事務所」が明治21年（1888）に作成した簿冊で、

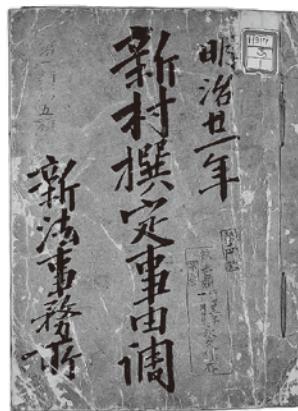


写真 新村撰定事由調(表紙)

*福井県文書館企画主査

事務所による合併案や新しい町村名選定の理由が記載されている⁴⁾。

「明治の大合併」で成立した町村名に関する先行研究としては、亀井川浩『自治五十年史 制度篇』⁵⁾や、井戸庄三「明治22年新町村名の研究」⁶⁾などがあるが、これらにおいては福井県のデータを対象としていない⁷⁾。そこで本稿では、資料「新村撰定事由調」を用いて、「明治の大合併」で成立した福井県内177の町村名およびその選定理由を整理するとともに、先行研究と比較したうえで福井県の特徴を探ることを目的とする。

以下、まず**1**では、「明治の大合併」における町村名選定に関する政府の指針を述べる。次に**2**では、前述した2つの先行研究を整理する。**3**では、「明治の大合併」で成立した福井県内の町村名を、「新村撰定事由調」に記載された選定理由をもとに5つに分類する作業を行い、具体例とともに述べる。最後に**4**では、福井県における町村名の選定方針の特徴について、郡ごとの傾向や他府県との比較を通して述べる。

1. 「明治の大合併」における町村名の選定指針

まずは「明治の大合併」の概要と、それに先立って政府により示された新町村名の選定指針について述べておく。

明治22年（1889）4月、「市制及町村制」（明治21年法律第1号）が施行され、同時に大規模な町村合併が断行された（いわゆる「明治の大合併」）。これは旧来からの村や町を行政団体として確立することを目的としており、全国71,314の町村は39市15,820町村に整理された。

合併に先立ち、前年の明治21年（1888）6月、「町村合併標準」⁸⁾が内務省から訓令として提示されている。この第6条において、町村名選定の指針が示されているので引用する（下線、記号は筆者）。

合併ノ町村ニハ新ニ其名称ヲ選定スヘシ、旧各町村ノ名称ハ大字トシテ之ヲ存スルコトヲ得、尤
(ア) 大町村ニ小町村ヲ合併スルトキハ其大町村ノ名称ヲ以テ新町村ノ名称トナシ或ハ (イ) 互ニ優
劣ナキ数小町村ヲ合併スルトキハ各町村ノ旧名称ヲ參互折衷スル等適宜斟酌シ勉メテ民情ニ背カ
サルコトヲ要ス、但町村ノ大小ニ拘ハラス (ウ) 歴史上著名ノ名称ハ可成保存ノ注意ヲ為スヘシ

すなわち、政府は、町村名の選定にあたって、以下の3つの指針を示していることがわかる。

- (ア) 「大町村と小町村が合併する場合は大町村名を採用する」
- (イ) 「規模に差のない小町村どうしが合併する場合は旧町村名の一部をそれぞれ折衷する」
- (ウ) 「歴史上著名な名称が存在する場合はなるべくその名称を残す」

では実際には、町村名はどのように選定されたのだろうか。先行研究を整理することで、概観してみよう。

2. 先行研究の整理

本章では、「明治の大合併」の町村名選定に関して2つの先行研究を取り上げる。1つ目は、亀卦川浩『自治五十年史 制度篇』であり、「明治の大合併」の町村名について扱った研究としては最も古いものである。

ここでは、静岡県で新たに成立した336の町村名について、その選定理由からA～Iの9種類に分類している（表1）。これらを前述の政府指針に当てはめると、Aが指針（ア）に、B、C、E、F、G、Hが指針（ウ）に、Dが指針（イ）に該当する。

2つ目に取り上げるのは、井戸庄三「明治22年新町村名の研究」である。茨城県・埼玉県など15府県の事例が紹介されており、「明治の大合併」における町村名の選定傾向を分析したものとしては、最も多くの町村数を扱った研究である。

井戸氏の研究では、合併にあたって各府県で作成された「新町村名撰定ノ事由」や昭和30年代以降に刊行された『市町村合併史（誌）』などを用いている⁹⁾。ここでは、15府県4,041の町村について、選定理由を12種類（下位分類を含めると17種類）に分類している（表2）。

表1 亀卦川浩による分類
(静岡県の事例)

選定理由	町村数
A 従来の町村名を採用	133
B 旧郷名	86
C 地域の通称	27
D 複数地名の合成	30
E 地形	26
F 山河等	22
G 郡名	4
H 神社名	3
I その他（縁故なし）	5
合計	336

表2 井戸庄三による分類（15府県4,041町村の事例）

選定理由	町村数
A 郷・庄など古くから存在する地域の総称または通称をとったもの（歴史的広域名称）	1,277
B 関係各町村のうち、著名な大町村の名称をとったもの（中心地名称）	1,089
C ₁ 関係各町村の名称を参互折衷したもの（合成名称1）	196
C ₂ 関係各町村のうち、著名な大町村の名称を参互折衷したもの（合成名称2）	191
D ₁ 関係各町村の名称を単に並列したもの（並列名称1）	6
D ₂ 関係各町村のうち、著名な大町村の名称を単に並列したもの（並列名称2）	4
E 著名な山岳・河川・海浜・島嶼・湖沼などの名称をとったもの（自然名称）	257
F 著名な神社・寺院などの名称をとったもの（社寺名称）	115
G 墳墓・宮址・城址・関址など著名な歴史的遺跡の名称をとったもの（歴史遺跡名称）	35
H 新町村の地理的位置、地形などによるもの（地形名称）	138
I 関係町村内の著名な小地名をとったもの（狭域名称または小字名称）	60
J ₁ 全く新しく人為的につくりだしたもの（人為名称1）	187
J ₂ 少とも地域の地理的特色を考慮して人為的につくりだしたもの（人為名称2）	115
J ₃ 古くから存在する地域の総称、関係各町村の名称など、多少とも旧来の地名を考慮してつくりだしたもの（人為名称3）	189
J ₄ 少とも地域の歴史的特色を考慮して人為的につくりだしたもの（人為名称4）	66
K その他	52
L 不明	64
合計	4,041

井戸氏は、理想的な新町村名の条件として「関係各町村の住民のすべてが共感を持つこと」「地域の歴史と伝統を反映していること」「他と区別するため個性豊かなこと」などを挙げている。これらの諸条件と照合しながら、上記 A～J の新町村名としての長所と短所を検討している。これによれば、新町村名として最も理想的なパターンは A（歴史的広域名称）であり、反対に C（合成名称）や J（人為名称）は最ものぞましくないパターンとしている。なお B（中心地名称）については、名称変更請願が続出したという。

井戸氏は上記の分類に従って、15府県4,041町村名の選定理由を整理した。それによると、A が 1,277 町村で全体の31.6% を占めて第 1 位であり、B が 1,089 町村で第 2 位となる。以下、J・C・E の順となり、これら 5 類型で 3,567 町村を数え、全体の 88.3% に達する。府県別の傾向としては、例えば滋賀県は郷・庄名の継承を優先したため A の比率がきわめて高く、福岡県も A および B に重点をおいたので、この両県では歴史と伝統に恵まれた新町村名が選定されたとしている。これに対して、C が高率である広島県と J が異常に多い千葉県は、新町村名の選定に関する限り、問題の多いケースであると述べている。

3. 福井県の町村名

本章では、「明治の大合併」で成立した福井県の町村名について述べる。合併により福井県では 1,990 の町村が 1 市 9 町 168 村に整理されたが、ここでは福井市をのぞいた 9 町 168 村（177 町村）を対象とする。

福井県は、明治21年（1888）6月の内務大臣訓令を受けて、7月5日に知事から郡長・戸長あてに合併標準を内示した。このうち町村名の選定については、「極力その土地の慣称・民情を斟酌し、大村名、数村名の参互折衷、あるいは郷庄名をもって選定する」との方針を示している¹⁰⁾。これを受け、実際に合併事務が進められていくのであるが、その際に事務局である「新法取扱事務所」が作成した簿冊が、資料「新村撰定事由調」である。

筆者は「新村撰定事由調」をもとに、福井県の町村名の選定理由を整理する作業を試みた。具体的には、前述の井戸氏による17分類を、関連性の高い項目を統合・整理し5つに分類し直した（表3）¹¹⁾。以下、それぞれ典型的な事例を挙げながらみていく。なお、177町村すべての選定理由について、本稿末に一覧表を掲載したので、参照されたい（本稿末表）。

表3 筆者による分類（福井県177町村の事例）

類型	井戸氏による分類	選定理由
(1) 中心地名称	B	大町村名を採用
(2) 歴史的名称	A F G I J ₄	旧郷庄名、歴史的に著名な地名等
(3) 地理的名称	E H J ₂	著名な山河、地理的位置、地形等
(4) 合成名称	C ₁ C ₂ D ₁ D ₂ J ₃	複数地名の合成
(5) その他	J ₁ K L	(1)～(4)に該当しないもの

(1) 中心地名称

1つ目は、合併元となる旧町村名のうち大町村名を採用したパターンである。井戸氏による分類では「B 中心地名称」とされているものを、本稿でも同様に扱った。

具体例として、坂井郡の伊井村（現あわら市）を挙げる。伊井村は矢地村、菅野村、稻越村、河原井手村、池口村、伊井村、清間村、桑原村および古屋石塚村の旧9村が合併して成立した村である¹²⁾。「新村撰定事由調」の村名選定理由の該当箇所を引用する。

伊井村ハ各村中ノ大村ニシテ区域ノ中央ニ位セリ且他ニ相当ノ旧郷名等無之ニ付即チ大村名ヲ採ル

すなわち、旧村のうち伊井村が最大で区域の中央に位置すること、また他に相当する旧郷名等がないため、大村名である伊井村の名称を採用したことである。「足羽県地理誌」（明治5年（1872））によると、伊井村の戸数は123と最も多く、旧9村全体の約4分の1を占めていた¹³⁾。このように、明らかに町村規模に差があり、地域全体を包括する旧郷名など適切な名称がない場合は、合併地域のうち最大の旧町村名を採用する方法をとった。このような選定理由で成立した町村名は、ほかに坂井郡の加戸村（現坂井市）、南条郡の河野村（現南条郡南越前町）、大飯郡の高浜村（現大飯郡高浜町）などがある。

(2) 歴史的名称

2つ目は、旧郷庄名や歴史的に著名な地名を町村名としたパターンである。井戸氏の分類によるA（歴史的広域名称）、F（社寺名称）、G（歴史遺跡名称）、I（狭域名称または小字名称）、J₄（人為名称4）の5つを、ここではすべて「歴史的名称」として統合した¹⁴⁾。

具体例として、足羽郡の麻生津村（現福井市）を挙げる。麻生津村は引目村、杉谷村、中荒井村、今市村、浅水二日町村、浅水村、真木村、三十八社村、下江尻村、上江尻村、中野村、花守村、三尾野村、冬野村、安保村、鉢ヶ崎村、主計中村、末広村、森行村、三本木村、徳尾村、生野村および角原村の旧23村が合併して成立した村である¹⁵⁾。「新村撰定事由調」の村名選定理由の該当箇所を引用する。

浅水村ハ北陸道ニ沿フタル宿駅ニシテ越前國名蹟考其他古書ニ拠ルニ浅水、麻生津、朝六ツ、等同名異字アリト雖モ何レモ現称「アソウヅ」ナリ、而シテ其名遠近ニ聞ヘ著名ナルノミナラズ、此地方ハ從来麻ノ產地ナレバ其意ニ採リ麻生津ノ文字ヲ用イタリトノ解釈ヲ為スモノアリ、旁現称著名ニ採リ、古書ノ文字ヲ用ユ

すなわち、浅水は古来北陸道の宿駅として著名であり、文献によって「浅水」「麻生津」「朝六ツ」など「同名異字」がある¹⁶⁾。その中でも、「当地方は從来麻の產地であるため麻生津の文字を用いた」との解釈があり¹⁷⁾、さらにその名称が著名であることから「麻生津」の文字を用いたとのことである。

このように麻生津村は、文字の選択こそあったが、選定理由としては「あそうづ」という歴史的に著名な宿駅から採用した事例である。なお「歴史的名称」に関して、さらにその内訳を示したもののが表4である。

表4 「歴史的名称」の内訳

由来	町村数	例
旧郷庄名	56	木田村、上志比村、細呂木村、荒土村、味真野村、奥名田村など
旧組名	16	十村、八村、西郷村、耳村、三宅村、松永村、宮川村、加斗村など
旧町名の冠称	9	松岡村、金津町、丸岡町、大野町、武生町、鯖江村、敦賀町など
寺社・史跡名	7	大安寺村、平泉寺村、神明村、岡本村、大虫村、白山村、雲浜村
用水名	4	酒生村、六条村、高椋村、東十郷村
宿駅・関所名	3	麻生津村、森田村、愛発村
その他（旧来の通称等）	22	一乗谷村、東郷村、三国町、芦原村、四箇浦村、上庄村、東浦村など
計	117	

もっとも多いのは旧郷庄名からの採用で、「歴史的名称」全体の約半数を占める。例えば、旧細呂宜郷から採用した細呂木村（現あわら市）、旧味真野郷から採用した味真野村（現越前市）などがある。次いで多いのが、旧組名からの採用である。特に嶺南の旧小浜藩領では、十村（現三方上中郡若狭町）や宮川村（現小浜市）など近世の郷組¹⁸⁾の名称を採用した例が多くみられる。

旧町名の冠称を採用した金津町や敦賀町などについては、「中心地名称」に分類することも考えられる。ただ「金津」や「敦賀」という冠称自体が、中世以前の歴史的に著名な名称であることから、本稿では「歴史的名称」に分類した¹⁹⁾。また用水名由來の村名に関しては、「地理的名称」に分類することも考えられるが、「酒生用水」や「十郷用水」など歴史的に著名な用水名から採用していることを考慮し、同様に「歴史的名称」として扱った。

（3）地理的名称

3つ目は、著名な山河、地理的位置、地形等を町村名としたパターンである。井戸氏の分類によるE（自然名称）、H（地形名称）、J₂（人為名称2）の3つを、ここではすべて「地理的名称」として統合した²⁰⁾。

具体例として、大野郡の村岡村（現勝山市）を挙げる。村岡村は三谷村、猿倉村、浄土寺村、寺尾村、暮見村、柄神谷村、郡村、滝波村、五本寺村および黒原村の旧10村が合併して成立した村である²¹⁾。「新村撰定事由調」の村名選定理由の該当箇所を引用する。

記載ノ各村、村岡山ト称スル著名ノ山アリ、之レガ各村ヲシテ該山ヲ環繞シ其名近郷ニ通スル而已ナラス、既ニ学校名ニモ該山名ヲ以テセシ縁故アルニ付、即チ民情ヲ酌量シテ之ヲ採ル

すなわち、旧村域には「村岡山」という著名な山があり、既に学校名に用いられていることから採

用したことである²²⁾。

ほかに村名を著名な山から採用した例としては、「文殊山」から採用した上文殊村と下文殊村（いずれも現福井市）、「日野山」から採用した北日野村（現越前市）と南日野村（現南条郡南越前町）などがある。また、東郷村（現敦賀市）の選定理由は「郡の東に位置することから」であり、このように地理的位置によって命名された町村名も、本稿では「地理的名称」に含めた。

（4）合成名称

4つ目は、複数の地名（歴史的名称を含む）からその一部を取り合わせて町村名としたパターンである。井戸氏の分類による C₁（合成名称1）、C₂（合成名称2）、D₁（並列名称1）、D₂（並列名称2）、J₃（人為名称3）の3つを、ここではすべて「合成名称」として統一した²³⁾。

具体例として、坂井郡の春江村（現坂井市）を挙げる。春江村は境村、為国村、沖布目村、大針村、江留上村、江留下村、隨応寺村、江留中村、藤鶯塚村、千歩寺村、中庄村、本堂村、西太郎丸村、東太郎丸村、針原村、田端村、高江村、松木村、金剛寺村および安沢村の旧20村が合併して成立した村である²⁴⁾。「新村撰定事由調」の村名選定理由の該当箇所を引用する。

記載ノ各村ハ春近郷、江留郷ノ二郷ニ涉レルヲ以テ、即チ二個郷名ノ冠字ヲ採ル

すなわち、旧20村はかつての「春近郷」と「江留郷」の2つの郷に含まれており、その郷名の頭文字を採用して「春江」としたとのことである。このように、複数の地名からその一部を取り合わせて作った新しい地名のことを「合成名称」あるいは「合成地名」というが、明治政府の指針でも「互ニ優劣ナキ數小町村ヲ合併スルトキハ各町村ノ旧名称ヲ參互折衷スル」と示されている。

同様の例としては、旧郷名の「大口」「大味」「関」の合成である大関村（現坂井市）や旧村名の「村国」「高木」の合成である国高村（現越前市）、旧郷名の「粟生」と旧莊園名の「野坂」の合成である粟野村（現敦賀市）、「旧浦名の「内浦」「外浦」の合成である内外海村（現小浜市）などがある。

（5）その他

最後に、(1)～(4)に該当しないものを「その他」とした。井戸氏の分類では、J₁（人為名称1）、K（その他）、L（不明）の3つが該当する²⁵⁾。福井県の場合は、丹生郡の常磐村（現越前町）のみを分類した。常磐村は青野村、金谷村、茱原村、境野村、上戸村および頭谷村の旧6村が合併して成立した村である²⁶⁾。「新村撰定事由調」の村名選定理由の該当箇所を引用する。

記載ノ各村ハ拠ルヘキノ郷庄名等モナク、折衷參酌スヘキ恰當ノ村名モナキニヨリ、青野村ノ名ニ因ミ常磐ト称セシコトヲ村民ニ於テ希望セリ、因テ其意ヲ容レテ以テ名ク

すなわち、旧6村の区域には歴史的な地名や郷庄もなく、合成名称として折衷すべき適當な地名もなかったが、青野村の名称にちなみ「常磐」と称することを村民が希望したため、それを受け入れて

常磐村としたことである²⁷⁾。青野村にちなんだ名称がなぜ「常磐」となるのか、この記述からは明らかにされていない。ただ常磐色が常緑樹の松や杉などの葉の色を指す青みの強い濃い緑色であり、永久に変わらないという意味をもつことから、青野村の「青」にちなんで縁起の良い「常磐」という字を採用した可能性はある。もしそうだとすれば、常磐村はいわゆる瑞祥地名であり、福井県内では唯一の事例となる²⁸⁾。

4. 福井県の町村名選定の特徴

(1) 郡ごとの傾向

本章では、福井県における町村名の選定方針の特徴について、郡ごとの傾向や他府県との比較を通して述べる。まずは郡ごとの傾向をみていく（表5）。

表5 明治の大合併における福井県の町村名の類型（郡別）

郡	類型	(1) 中心地名称	(2) 歴史的名称	(3) 地理的名称	(4) 合成名称	(5) その他	計
足羽郡			11 84.6%	2 15.4%			13
吉田郡			12 80.0%	3 20.0%			15
坂井郡	5 16.7%	18 60.0%	4 13.3%	3 10.0%			30
大野郡	1 4.0%	19 76.0%	4 16.0%	1 4.0%			25
南条郡	2 15.4%	5 38.5%	5 38.5%	1 7.7%			13
今立郡		10 55.6%	3 16.7%	5 27.8%			18
丹生郡		12 52.2%	6 26.1%	4 17.4%	1 4.3%		23
敦賀郡		3 42.9%	3 42.9%	1 14.3%			7
三方郡	1 14.3%	6 85.7%					7
遠敷郡	2 11.1%	15 83.3%		1 5.6%			18
大飯郡	2 25.0%	6 75.0%					8
計	13	117	30	16	1		177

注) 数字は町村名の数を、百分率は該当郡域の町村全体に占める割合を示す。75%以上を網掛けとした。

これによると、県全体としては「歴史的名称」がもっと多く、特に足羽郡、吉田郡、大野郡、三方郡、遠敷郡、大飯郡の6郡は、75%以上と高い割合を示している。このうち三方郡・遠敷郡・大飯郡の3郡は全域が旧小浜藩領であったことから、近世の郷組由来の名称が多いという関連性がみられる²⁹⁾。また、ほぼ全域が旧福井藩領であった足羽郡と吉田郡の2郡は、旧郷庄由来の名称が多いという共通点がある³⁰⁾。

このほか「地理的名称」に関しては、割合としては南条郡と敦賀郡が3～4割と高い。「中心地名称」については大飯郡(25%)、「合成名称」については今立郡(27.8%)が、それぞれ比較的高い割合を示している。

(2) 他府県と比較した福井県の特徴

次に福井県全体の特徴について、他府県と比較してみていく。調査方法としては、筆者による分類方法（表3）にもとづいて、井戸氏が調査した15府県の町村名の類型に福井県を加えて再構成した表（表6）を作成し、福井県の傾向を分析した。

表6 明治の大合併における町村名の類型（16府県別）

府県 \ 類型	(1) 中心地名称	(2) 歴史的名称		(3) 地理的名称		(4) 合成名称		(5) その他		計	
茨城	89	25.8%	123	35.7%	36	10.4%	71	20.6%	26	7.5%	345
埼玉	146	43.7%	85	25.4%	22	6.6%	54	16.2%	27	8.1%	334
千葉*	53	18.6%	87	30.5%	55	19.3%	14	4.9%	76	26.7%	285
新潟	237	35.8%	195	29.5%	58	8.8%	125	18.9%	47	7.1%	662
石川	44	17.7%	130	52.4%	35	14.1%	37	14.9%	2	0.8%	248
長野	59	28.4%	61	29.3%	20	9.6%	22	10.6%	46	22.1%	208
静岡*	33	22.4%	65	44.2%	25	17.0%	14	9.5%	10	6.8%	147
滋賀	32	16.9%	105	55.6%	30	15.9%	19	10.1%	3	1.6%	189
大阪	53	19.3%	149	54.2%	43	15.6%	20	7.3%	10	3.6%	275
兵庫	85	21.4%	211	53.0%	50	12.6%	37	9.3%	15	3.8%	398
奈良*	13	15.3%	50	58.8%	10	11.8%	5	5.9%	7	8.2%	85
広島	40	19.1%	59	28.2%	24	11.5%	79	37.8%	7	3.3%	209
山口	36	22.6%	78	49.1%	8	5.0%	35	22.0%	2	1.3%	159
福岡*	111	35.1%	109	34.5%	56	17.7%	26	8.2%	14	4.4%	316
熊本	58	32.0%	46	25.4%	38	21.0%	28	15.5%	11	6.1%	181
福井	13	7.3%	117	66.1%	30	16.9%	16	9.0%	1	0.6%	177
	1,102		1,670		540		602		304		4,218

注1) 筆者による5類型にもとづいて、井戸庄三「明治22年新町村名の研究」掲載の第1表「明治22年新町村名の類型（府県別）」のデータと、今回調査した福井県のデータを再構成してまとめた。

注2) *は一部の郡の町村名が欠落していることを示す。

注3) 数字は類型ごとの町村数を、百分率は各府県の町村数全体に占める割合を示す。40%以上は網掛けとした。

これによると、福井県は「歴史的名称」の割合が66.1%と16府県のうち最も高く、逆に「中心地名称」の割合は7.3%と最も低いことがわかる。このような結果となった一つの要因としては、福井県ができるだけその土地旧来の通称や民情の配慮に努めた結果、「歴史的名称」の維持につながった可能性が考えられる。

前述のように、福井県は政府の指針を受けて、郡長・戸長あてに県独自の合併標準を内示している。内容は政府指針と大きく変わるものではないが、新町村名の選定について比較してみると、若干の違いがみられる（表7）。

表7 新町村の選定に関する政府指針と福井県が出た内示との比較

政府指針（内務大臣訓令第352号）	福井県の郡長・戸長あて内示
大町村に小町村を合併する場合は大町村名を採用し、互いに優劣のない町村の合併は参互折衷するなど適宜斟酌し、民情に背かないようにする。ただし歴史上著名な名称はなるべく残すこと。	町村名の選定にあたっては、極力その土地の慣称・民情を斟酌し、大村名、数村名の参互折衷、あるいは郷庄名をもって選定すること。

注) 政府指針の原文はカタカナ表記であるが、ここでは平仮名に改めた。

政府指針とのちがいは、「極力その土地の慣称・民情を斟酌」することを最初に挙げていること、また「郷庄名」という言葉を明確に用いていることである。この内示を受けて、各郡長や戸長が熟慮した結果、旧郷庄名や旧郷組名、その他旧来の通称など歴史的名称を多く残すことにつながったのではないだろうか³¹⁾。

実際に「新村撰定事由調」に書かれた選定理由をみると、「伊井村ハ各村中ノ大村ニシテ区域ノ中央ニ位セリ且他ニ相当ノ旧郷名等無之ニ付即チ大村名ヲ採ル（下線は筆者）」のように、「相当の旧郷名等がなかった」ことをわざわざ記していることがわかる。これは、できることならば旧郷名等の「歴史的名称」を採用したかったことの現れであろう。

ところで、「新村撰定事由調」にはいくつかの修正箇所がみられ、町村名の原案と修正案を比較することで、福井県の方針をある程度推測することができる。例えば、大野郡の猪野瀬村（原案では片瀬村）の場合は、「中心地名称」から「合成名称」（猪野村と片瀬村の合成）に修正されている。また同じく大野郡の村岡村（原案では滝郡村、滝波村と郡村の合成）のように、「合成名称」から「地理的名称」に修正されているパターンもみられる。このことから、「中心地名称」より「合成名称」が、そして「合成名称」より「地理的名称」が、町村名としてはのぞましいとされたのではないかと推測できる³²⁾。

以上のことから、福井県としてはできるだけ「歴史的名称」や「地理的名称」を優先し、これらが該当しない場合は「合成名称」もしくは「中心地名称」を採用したと考えられるのである。

おわりに

ここまで、資料「新村撰定事由調」を用いて、「明治の大合併」で成立した福井県内177の町村名およびその選定理由を整理するとともに、その特徴を探ってきた。先行研究にもとづき、他府県との比較を試みた結果、町村名の類型としては「歴史的名称」の割合が非常に高く、「中心地名称」の割合が低いという特徴を見出すことができた。本稿の目的はある程度は達成できたといえよう。

しかし、まだまだ不十分な点が多い。例えば、本稿では「新村撰定事由調」以外の一次資料を参照できていない。当時の地元紙である「福井新報」には、「明治の大合併」に関連する記事が多数掲載されており、各地域の家文書や区有文書にも合併に関連する資料が含まれている³³⁾。これらを参照することで、町村名の選定に関する新たな情報が得られる可能性は十分にある。今後の課題としたい。

「明治の大合併」で成立した町村名は、その後数回の合併を重ね、自治体名としてはほとんどが消

滅してしまった。しかし、このとき生まれた町村名は、現在でも地域名や小学校区、公民館・コミュニティセンターの管区として残っており、住民にとって身近な存在として親しまれている。本稿をきっかけとして、改めて明治期の町村名への関心が高まれば幸いである。

最後に、本稿で扱った資料「新村撰定事由調」は、繰り返しになるが戦前の福井県で作成された公文書である。本研究を進めることができたのは、当然ながら現在に至るまで文書が保存・継承されてきたおかげである。先人の努力に改めて敬意を表するとともに、今後もアーキビストとしてはもちろん、一人の県民として、記録を残し活用することの意義を発信し続けていきたい。

注

- 1) 福井県文書館企画展示「未来へ残すふくいの公文書—「神社明細帳」から「はびりゅう」まで—」(2024年6月28日～8月28日、展示担当は筆者、<https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/bunsho/category/tenji/31756.html>)。URLは2024年12月10日閲覧。
- 2) 「旧福井県庁文書」(資料群番号 A0300)は、戦前の福井県庁で現用されていた宗教関係公文書(神社明細帳・寺院明細帳・寺院台帳・古墳台帳など)99点、および1888年「明治の大合併」時に作成された「新村撰定事由調」1点、土木部で調製された「土木ト治水」1点からなる文書である。元福井県職員および別の元県職員遺族から福井県立図書館に寄贈され、2022年3月に福井県文書館に所管変更となった。
- 3) 当館は、2019年4月に国体・障スポ実行委員会より約1,000点の簿冊と約400点の関連資料を受け入れた(現在整理中)。企画展示では、大会開催の内定書やマスコットキャラクター関連資料などを紹介した。
- 4) 「新村撰定事由調」の歴史資料としての位置づけについては、堀井雅弘「[明治の大合併]と[新村撰定事由調]」(『福井県文書館研究紀要』19号、2022年)を参照。
- 5) 亀卦川浩編著『自治五十年史 制度篇』(文生書院、1977年)。本書は東京市政調査会編『自治五十年史 第一巻 制度編』(良書普及会、1940年)の復刻版である。原著は、当時東京市政調査会研究員兼参事であった亀卦川浩の調査執筆にかかるものであった(同書凡例より)。
- 6) 井戸庄三「明治22年新町村名の研究」(『地理学評論』49巻5号、日本地理学会、1976年)。
- 7) 町村名の選定に関して、亀卦川浩『自治五十年史:制度篇』では静岡県の事例が、井戸庄三「明治22年新町村名の研究」では茨城県・埼玉県など15府県の事例が紹介されているが、いずれも福井県の事例は扱われていない。
- 8) 明治21年6月13日内務大臣訓令第352号(前掲5『自治五十年史 制度篇』、pp.267-271)。
- 9) 前掲6「明治22年新町村名の研究」、pp.285-286。
- 10) 『福井県史 通史編5 近現代一』(福井県、1994年)、p.177。これによると、内務省の訓示をうけて福井県は明治21年7月5日に知事から郡長・戸長あてに「合併標準」を内示したという。この「合併標準」について、当時の「福井県報」や地元紙(「福井新報」)を参照したが見当たらなかったため、本稿では『福井県史』の記述に拠った。
- 11) 村山研一氏は、井戸氏の分類を「旧町村名」「総称、通称」「自然名称、地形名称」「合成地名」「社寺名称、歴史史蹟」「人為名称」「その他、不明」の7つに再分類している(村山研一「市町村合併と市町村名称の選択」(『地域ブランド研究』5号、信州大学人文学部、2009年、pp.8-9))。
- 12) 『角川日本地名大辞典18 福井県』(角川書店、1989)、p.118。
- 13) 『日本歴史地名大系18 福井県の地名』(平凡社、1981)、p.711。
- 14) 「人為名称4」は、「多少とも地域の歴史的特色を考慮して人為的につくりだしたもの」であることから、本稿では「歴史的名称」に分類した(前掲6、「明治22年新町村名の研究」、p.287)。
- 15) 前掲12『角川日本地名大辞典18 福井県』、p.92。
- 16) 前掲12『角川日本地名大辞典18 福井県』、p.92。
- 17) 「足羽郡地理誌」によると、当該地域の「物産」の項目に「麻」や「苧」がみられる(『福井市史 資料編10 近現

- 代一』（福井市、1991）、pp.33-42)。
- 18) 近世の越前および若狭では、領主は行政上の便宜のため、数か村から20~30か村程度をまとめた村組を立て、組頭ないし大庄屋という役人を置いて支配した。小浜藩では大庄屋にあたる役人は置かれなかつたが、寛永5年（1628）に郷組という村々の組合を作り支配にあたつた（『福井県史 通史編3 近世一』（福井県、1994）、p.286）。
- 19) 例えば金津町の選定理由には、「記載ノ六ヶ町ハ古來金津ト總称セルニ因リ即チ此冠称ヲ採ル」とある。
- 20) 「人為名称2」は、「多少とも地域の地理的特色を考慮して人為的につくりだしたもの」であることから、本稿では「地理的名称」に分類した（前掲6「明治22年新町村名の研究」、p.287）。
- 21) 前掲12『角川日本地名大辞典18 福井県』、p.1124。
- 22) 明治7年（1874）、大野郡の郡村に「村岡小学校」が設立されている（『福井県教育百年史 第3卷 史料編1 明治・大正』（福井県教育委員会、1975年）、pp.439-444）。
- 23) 「人為名称3」は、「古くから存在する地域の総称、関係各町村の名称など、多少とも旧来の地名を考慮してつくりだしたもの」としているが、滋賀県の葉枝見村（稻葉荘、日枝荘、栗見荘の参互折衷）や山口県の宇津賀村（後畠村、津黄村、角山村の参互折衷）など挙げられている事例を鑑みて、本稿では「合成地名」に分類した（前掲6「明治22年新町村名の研究」、p.287）。
- 24) 前掲12『角川日本地名大辞典18 福井県』、p.938。
- 25) 「人為名称1」は、「全く新しく人為的につくりだしたもの」であり、筆者による分類(1)～(4)のいずれにも該当しないことから、本稿では「その他」に分類した（前掲6「明治22年新町村名の研究」、p.287）。
- 26) 前掲12『角川日本地名大辞典18 福井県』、p.802。
- 27) 常磐村の命名の由来について村誌によると、当初は「常磐木村」であったとか、「常磐村」と「六合村」の2案から選んだなど諸説あるが、はっきりしたことはわかっていない（常磐誌編集会編『常磐郷土誌—常磐村の姿一』（常磐郷土誌刊行会、1957年）、p.134）。
- 28) 瑞祥地名とは、めでたい字や好まれる字を使った地名のこと。前掲6「明治22年新町村名の研究」では「佳字名称」としている。「常磐」は「永遠に変わらない」という意味から瑞祥地名の一つとされている（楠原佑介・溝手理太郎編『地名用語語源辞典』（東京堂出版、1983年）、p.446）。
- 29) 特に三方郡で「歴史的名称」に分類した6村はすべて旧郷組由来であった。
- 30) 足羽郡では11村中6村が、吉田郡では12村中9村が旧郷庄由来であった。
- 31) 福井県と同じく滋賀県においても、町村合併を進めるにあたり「郷庄名」という言葉を用いて独自の方針を出しておらず、この結果「歴史的名称」の割合は55.6%（郷庄名由来にしほると49.7%）という高率を示している。逆に埼玉県では、「大町村ノ名称」を優先する方針を打ち出した結果、「中心地名称」の割合が43.7%という高率を示している（前掲6「明治22年新町村名の研究」、p.290）。
- 32) ただし、吉崎村（原案では吉潟村、吉崎村と北潟村の合成）のように「合成名称」から「中心地名称」へ変更されたケースもあり、実際には各地域の事情を考慮して判断したようである。
- 33) 例えば明治21～22年（1888～1889）の「福井新報」には、町村合併に関する多数の記事がみられる。また、円山西村の助役を務めた小澤藤兵衛家に伝わる資料群には、吉田郡の新村構成に関する資料がいくつかみられる（「小澤藤兵衛家文書」（A0008））。

本稿末表について

注1 新町村名・旧町村数は「福井県令第19号」（明治22年）、読みは『角川日本地名大辞典18 福井県』による。

注2 類型は筆者の分類方法による類型(1)～(5)による。

注3 選定理由は大部分が「新村撰定事由調」によるが、「新村撰定事由調」が作成された時点では未成立、もしくはその後修正されたもの（*を付した町村）については『福井県史 第3冊』（福井県、1922年、pp.23-28）で補つた。また選定理由が複数の類型に該当する場合は、より関連性の高いもの1つを採用し、その他は（ ）で表記した。

表 「明治の大合併」によって成立した福井県の町村名と選定理由の類型

No.	新町村名	読み	旧町村数	類型	選定理由
足羽郡	1 和田村	わだむら	9	(2)	旧郷名「和田郷」から
	2 酒生村	さこうむら	8	(2)	地域の用水「酒生用水」から
	3 下宇坂村	しもうさかむら	11	(2)	旧郷名「宇坂郷」から
	4 上宇坂村	かみうさかむら	10	(2)	旧郷名「宇坂郷」から
	5 一乗谷村	いちじょうだにむら	7	(2)	旧来の通称から
	6 東郷村	とうごうむら	14	(2)	旧来の通称から
	7 上文殊村	かみもんじゅむら	13	(3)	地域の山「文殊山」から
	8 下文殊村	しももんじゅむら	9	(3)	地域の山「文殊山」から
	9 麻生津村	あそうづむら	23	(2)	旧来の通称から（宿駅名等）
	10 六条村	ろくじょうむら	12	(2)	地域の用水「六条用水」から
	11 木田村	きだむら	5	(2)	旧郷名「木田郷」から
	12 社村	やしろむら	18	(2)	旧郷名のうち最も著名な「社郷」から
	13 東安居村*	ひがしあごむら	13	(2)	旧郷名「安居郷」から
吉田郡	14 西藤島村*	にしふじしまむら	19	(2)	旧郷名「藤島郷」から
	15 河合村	かわいむら	8	(2)	旧郷名「河合郷」から
	16 森田村	もりだむら	13	(2)	旧来の通称から（宿駅名等）
	17 中藤島村	なかふじしまむら	8	(2)	旧郷名「藤島郷」から
	18 円山西村	まるやまにしむら	8	(3)	地域の山「丸山」の西に位置することから
	19 円山東村	まるやまひがしむら	8	(3)	地域の山「丸山」の東に位置することから
	20 岡保村	おかぼむら	15	(2)	旧郷名のうち最も著名な「岡保郷」から
	21 東藤島村	ひがしふじしまむら	14	(2)	旧郷名「藤島郷」から
	22 松岡村	まつおかむら	9	(2)	旧町名の冠称「松岡」から
	23 吉野村	よしのむら	8	(2)	旧郷名「吉野郷」から
	24 五領ヶ島村	ごりょうがしまむら	7	(2)	旧来の通称から
	25 志比谷村*	しいだにむら	7	(2)	旧莊園名「志比荘」から
	26 下志比村	しもしいむら	9	(2)	旧莊園名「志比荘」から
	27 清法寺村	じょうほうじむら	5	(3)	地域の山「清法寺山」から
	28 上志比村	かみしひむら	16	(2)	旧莊園名「志比荘」から
坂井郡	29 三国町	みくにちょう	23	(2)	旧町名の冠称「三国」から
	30 雄島村	おしまむら	7	(3)	地域の島名「雄島」から
	31 加戸村	かどむら	7	(1)	旧村名のうち最大の「加戸村」を採用
	32 芦原村	あわらむら	11	(2)	旧来の通称から
	33 吉崎村	よしざきむら	8	(1)	旧村名のうち最も著名な「吉崎村」を採用
	34 細呂木村	ほそろぎむら	16	(2)	旧郷名「細呂木郷」から
	35 坪江村	つぼえむら	21	(2)	旧郷名「坪江郷」から
	36 剣岳村	けんがたけむら	6	(3)	地域の山「剣ヶ岳」から
	37 伊井村	いいむら	9	(1)	旧村名のうち最大の「伊井村」を採用
	38 東十郷村	ひがしじゅうごうむら	15	(2)	地域の用水「十郷用水」から
	39 金津町	かなづちょう	6	(2)	旧町名の冠称「金津」から
	40 長畠村	のうねむら	22	(2)	旧郷名「長畠郷」から
	41 丸岡町	まるおかちょう	16	(2)	旧町名の冠称「丸岡」から
	42 竹田村	たけだむら	4	(2)	旧来の通称から
	43 高椋村	たかばこむら	30	(2)	地域の用水「高椋用水」から
	44 鳴鹿村	なるかむら	11	(2)	旧来の通称から
	45 磐部村	いそべむら	19	(2)	旧郷名の「磐部郷」から
	46 春江村	はるえむら	20	(4)	旧郷名のうち「春近郷」「江留郷」の合成

「明治の大合併」で成立した町村名とその由来

	No.	新町村名	読み	旧町村数	類型	選定理由
坂井郡	47	大石村	おおいしむら	14	(4)	旧村名のうち「大牧村」「石塚村」の合成
	48	兵庫村	ひょうごむら	2	(1)	旧村名の「上兵庫村」「下兵庫村」から採用
	49	大閑村*	おおぜきむら	7	(4)	旧郷名のうち「大口郷」「大味郷」「閑郷」の合成
	50	本荘村*	ほんじょうむら	19	(2)	旧郷名の「本荘郷」から
	51	木部村	きべむら	17	(2)	旧郷名のうち最大の「木部郷」から
	52	新保村	しんぼむら	1	(1)	旧村名「泥原新保浦」を省略
	53	浜四郷村	はましごうむら	11	(2)	旧来の通称から
	54	鶴村*	うづらむら	15	(3)	地域の山「鶴山」から
	55	大安寺村	だいあんじむら	12	(2)	寺院名「大安寺」から
	56	本郷村	ほんごうむら	18	(2)	旧来の通称から
	57	棗村	なつめむら	15	(2)	旧郷名「棗郷」から
	58	鷹巣村	たかすむら	14	(3)	地域の山「鷹巣山」から
	59	大野町	おおのちょう	19	(2)	旧町名の冠称「大野」から
	60	小山村	おやまむら	12	(2)	旧莊園名「小山莊」から
	61	乾側村	いぬいかわむら	6	(2)	旧来の通称から
大野郡	62	下庄村	しもしょむら	17	(2)	旧来の通称から
	63	芦見村	あしみむら	6	(3)	地域の谷「芦見谷」から
	64	羽生村	はにうむら	11	(2)	旧莊園名「羽丹生莊」から
	65	上味見村	かみあじみむら	6	(3)	地域の谷「味見谷」から
	66	下味見村	しもあじみむら	5	(3)	地域の谷「味見谷」から
	67	上庄村	かみしょうむら	26	(2)	旧来の通称から
	68	西谷村	にしたにむら	11	(2)	旧来の通称から
	69	上穴馬村	かみあなまむら	12	(2)	旧郷名「穴馬郷」から
	70	下穴馬村	しもあなまむら	15	(2)	旧郷名「穴馬郷」から
	71	五箇村	ごかむら	5	(2)	旧来の通称から
	72	阪谷村	さかだにむら	18	(2)	旧郷名「坂谷郷」から
	73	富田村	とみたむら	16	(2)	旧郷名「富田郷」から
	74	平泉寺村	へいせんじむら	9	(2)	寺院名「平泉寺」から(旧村名のうち最大の「平泉寺村」)
	75	猪野瀬村	いのせむら	10	(4)	旧村名のうち「猪野村」「片瀬村」の合成
南条郡	76	勝山町	かつやまちょう	12	(2)	旧町名の冠称「勝山」から
	77	村岡村	むろこむら	10	(3)	地域の山「村岡山」から
	78	北谷村	きたたにむら	8	(1)	旧村名のうち最大の「谷村」から(郡の北に位置する)
	79	野向村	のむきむら	8	(2)	旧郷名「野向郷」から
	80	荒土村	あらどむら	14	(2)	旧郷名「荒土郷」から
	81	北郷村	きたごうむら	8	(2)	旧組名「北組」から
	82	鹿谷村	しかたにむら	10	(2)	旧来の通称から
	83	遅羽村	おそわむら	6	(2)	旧来の通称から
	84	武生町	たけふちょう	29	(2)	旧町名の冠称「武生」から
	85	茶臼山村	ちゃうすやまむら	11	(3)	地域の山「茶臼山」から
	86	王子保村	おうしおむら	12	(2)	旧郷名「王子保郷」から
	87	南日野村	みなみひのむら	6	(3)	地域の山「日野山」の南に位置することから
	88	北杣山村	きたそまやまむら	5	(3)	地域の山「杣山」の北に位置することから
	89	南杣山村	みなみそまやまむら	6	(3)	地域の山「杣山」の南に位置することから
	90	湯尾村	ゆのおむら	4	(1)	旧村名のうち最大の「湯尾村」を採用
	91	宅良村	たくらむら	9	(2)	旧郷名「宅良郷」から
	92	今庄村	いまじょうむら	1	(2)	旧来の通称から
	93	鹿蒜村	かひるむら	5	(3)	地域の山「鹿蒜山」から

	No.	新町村名	読み	旧町村数	類型	選定理由
南条郡	94	鹿見村	しかみむら	12	(4)	旧郷名「鹿谷郷」と「能見郷」の合成
	95	河野村	こうのむら	11	(1)	旧村名のうち最大の「河野村」を採用
	96	坂口村	さかぐちむら	6	(2)	旧郷名「坂口郷」から
今立郡	97	北日野村	きたひのむら	15	(3)	地域の山「日野山」の北に位置することから
	98	味真野村	あじまのむら	17	(2)	旧郷名「味真野郷」から
	99	北新庄村	きたしんじょうむら	8	(4)	旧村名「北村」「中新庄村」「下新庄村」の合成
	100	国高村	くにたかむら	10	(4)	旧村名「村国村」と「高木村」の合成
	101	新横江村*	しんよこえむら	6	(4)	旧村名「新庄村」「横越村」「東鯖江村」の合成
	102	鯖江町	さばえちょう	8	(2)	旧町名の冠称「鯖江」から
	103	舟津村	ふなつむら	5	(2)	旧郷名「舟津郷」から
	104	神明村	しんめいむら	6	(2)	神社名「神明神社」から
	105	中河村*	なかがわむら	5	(4)	旧村名「中野村」「河端村」の合成
	106	片上村*	かたかみむら	7	(2)	旧郷名「片上郷」から
	107	南中山村*	みなみなかやまむら	6	(3)	地域の山「中山」から
	108	北中山村*	きたなかやまむら	10	(3)	地域の山「中山」から
	109	栗田部村	あわたべむら	1	(2)	旧郷名「栗田部郷」から
	110	岡本村	おかもとむら	14	(2)	神社名「岡本神社」から（旧郷名「岡本郷」）
丹生郡	111	上池田村	かみいけだむら	34	(2)	旧郷名「池田郷」から
	112	下池田村	しもいけだむら	13	(2)	旧郷名「池田郷」から
	113	服間村	ふくまむら	22	(4)	旧郷名「服部郷」と「水間郷」の合成
	114	河和田村	かわだむら	12	(2)	旧郷名「河和田郷」から
	115	立待村	たちまちむら	9	(2)	旧郷名「立待郷」から
	116	朝日村	あさひむら	15	(3)	地域の山「朝日山」から
	117	吉川村	よしかわむら	11	(4)	旧村名「吉由村」と「川去村」の合成
	118	岡山村	おかやまむら	10	(2)	旧郷名「岡山郷」から
	119	吉野村	よしのむら	6	(4)	地域の川「吉野川」と「葭野川」の合成
	120	大虫村	おおむしむら	14	(2)	神社名「大虫神社」から
	121	宮崎村	みやざきむら	17	(2)	旧郷名「宮崎郷」から
	122	常盤村	ときわむら	6	(5)	旧村名「青野村」の「青」を「常磐」としたか（推定）
	123	白山村	しらやまむら	25	(2)	神社名「白山神社」から
	124	城崎村	しろさきむら	7	(3)	地域の山「厨城山」から
	125	四箇浦村	しかうらむら	5	(2)	旧来の通称から
丹生郡	126	上岬村	かみみさきむら	4	(3)	岬名「越前岬」から
	127	下岬村	しもみさきむら	5	(3)	岬名「越前岬」から
	128	越廻村*	こしのむら	3	(3)	地域の山「越知山」の西に位置することから
	129	国見村	くにみむら	7	(3)	地域の山「国見岳」から
	130	殿下村	でんがむら	14	(2)	旧郷名「殿下郷」から
	131	織田村	おたむら	9	(2)	旧荘園名「織田荘」から
	132	萩野村	はぎのむら	9	(2)	旧来の通称から
	133	糸生村	いとうむら	13	(2)	旧郷名「糸生郷」から
	134	志津村	しづむら	9	(2)	旧荘園名「志津荘」から
	135	西安居村	にしあごむら	11	(2)	旧荘園名「安居荘」から
	136	三方村	みかたむら	8	(4)	旧村のうち「三留村」と「片柏村」の合成
	137	天津村*	あまつむら	10	(4)	地域の川「天王川」と「志津川」の合成
敦賀郡	138	敦賀町	つるがちょう	19	(2)	旧町名の冠称「敦賀」から
	139	東浦村	ひがしうらむら	10	(2)	旧来の通称から
	140	東郷村	とうごうむら	15	(3)	郡の東に位置することから

「明治の大合併」で成立した町村名とその由来

	No.	新町村名	読み	旧町村数	類型	選定理由
敦賀郡	141	愛発村	あらちむら	12	(2)	旧関所名「愛発関」から
	142	中郷村 *	なかごうむら	10	(3)	郡の中央に位置することから
	143	栗野村	あわのむら	13	(4)	旧郷名「栗生郷」と旧莊園名「野坂莊」の合成
	144	松原村	まつばらむら	15	(3)	景勝地「松原」から
三方郡	145	八村	やむら	11	(2)	旧組名「八組」から
	146	十村	とむら	10	(2)	旧組名「十組」から
	147	田井村	たいむら	4	(1)	旧村名のうち最大の「田井村」を採用
	148	西浦村	にしうらむら	5	(2)	旧組名「浦方組」から (郡の西に位置する)
	149	西郷村	さいごうむら	9	(2)	旧組名「西郷組」から
	150	耳村	みみむら	14	(2)	旧組名「耳組」から
	151	山東村	さんとうむら	8	(2)	旧組名「山東組」から
遠敷郡	152	小浜町	おばまちょう	24	(2)	旧町名の冠称「小浜」から
	153	雲浜村	うんびんむら	3	(2)	旧城名「雲浜城 *」から * 小浜城の別称
	154	西津村 *	にしづむら	7	(2)	旧来の通称から
	155	内外海村	うちとみむら	14	(4)	旧浦名の「外浦」と「内浦」の合成
	156	鳥羽村	とばむら	11	(2)	旧組名「鳥羽組」から
	157	瓜生村	うりうむら	9	(2)	旧組名「瓜生組」から
	158	熊川村	くまがわむら	3	(1)	旧村名のうち最大の「熊川村」を採用
	159	三宅村	みやけむら	7	(2)	旧組名「三宅組」から
	160	松永村	まつながむら	8	(2)	旧組名「松永組」から
	161	野木村	のぎむら	9	(2)	旧組名「野木組」から
	162	宮川村	みやがわむら	5	(2)	旧組名「宮川組」から
	163	国富村	くにとみむら	9	(2)	旧莊園名「国富莊」から
	164	遠敷村	おにゅうむら	9	(1)	旧村名のうち最大の「遠敷村」を採用
	165	今富村	いまとみむら	10	(2)	旧莊園名「今富莊」から
	166	口名田村	くちなたむら	6	(2)	旧莊園名「名田莊」から
	167	中名田村	なかなたむら	6	(2)	旧莊園名「名田莊」から
	168	南名田村	みなみなたむら	9	(2)	旧莊園名「名田莊」から
	169	奥名田村	おくなたむら	7	(2)	旧莊園名「名田莊」から
大飯郡	170	高浜村	たかはまむら	14	(1)	旧村名のうち最大の「高浜村」を採用
	171	青郷村	あおのごうむら	14	(2)	旧郷名「青郷」から
	172	内浦村	うちうらむら	11	(2)	旧来の通称から
	173	佐分利村	さぶりむら	14	(2)	旧郷名「佐分利郷」から
大飯郡	174	和田村	わだむら	4	(1)	旧村名のうち最大の「和田村」を採用
	175	本郷村	ほんごうむら	9	(2)	旧組名「本郷組」から
	176	加斗村	かどむら	7	(2)	旧組名「加斗組」から
	177	大島村	おおしまむら	1	(2)	旧組名「大島組」から

〔付記〕本稿は、福井県文書館ウェブサイトに2024年8月に公開したコラム「明治の大合併で成立した町村名とその由来」(<https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/bunsho/category/column/32112.html>) を加筆・修正及び再構成したものである。URLは2024年12月10日閲覧。